

III-11

障がい者福祉委員会内規

(目的)

第1条 本内規は、定款施行細則第24条に基づき、本委員会の運営に関する細目について定めるものである。

(業務)

第2条 本委員会は、わが国における障がい児者の保健・医療・介護・福祉行政施策に関する諸問題に関してリハビリテーション医学の立場から検討し、建議・答申することを主な業務とする。

(運営)

第3条 委員の委嘱、任期、交替及び委員長、副委員長の選任は、定款施行細則第7章に基づき行う。

- 2 本委員会は、担当理事又は委員長の請求によって開催する。
- 3 本委員会の定足数は、委員長も含めた委員現在数の過半数とする。
- 4 本委員会の議長は、担当理事又は委員長とする。いずれも不在の場合には担当理事が指名した委員とする。
- 5 議題の提出は、委員長、委員の提案に基づき、担当理事が行うものとする。
- 6 議事は、出席委員の過半数により決し、可否同数のときは担当理事の決するところによる。
- 7 担当理事は委員会活動の方針決定に責任を持ち、委員長、副委員長は資料の準備、報告書の作成をはじめとする実務を担当する。

(プロジェクト委員会)

第4条 プロジェクト委員会の設置は、理事会の承認を得ることとする。

(委員会報告)

第5条 本委員会の報告は、当該委員会及び理事会に対して行うものとする。

(改廃)

第6条 本内規の改廃は、委員会での討議を経たのち理事会の承認を得るものとする。

附 則

本内規は、平成4年5月27日より施行する。

平成11年5月8日より施行する。

平成13年1月27日より施行する。

平成25年3月23日より施行する。

平成29年9月11日より施行する。

令和6年3月16日より施行する。